

発行 株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第211号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
We make food labeling accessible for everyone.



コーデックス委員会、予防的アレルギー表示(PAL)ガイドラインを採択

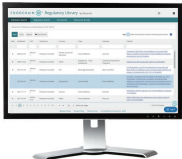
2026年7月10日、コーデックス委員会は第49回会合で「**予防的アレルギー表示 (precautionary allergen labelling: 以下「PAL」)**」と呼ばれる表示に関するガイドラインを正式に採択することを発表しました。同ガイドラインは「包装済み一般食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985)」に組み込まれる予定(**暫定版はこちら**)です。

PALとは、「“may contain nuts”(ナッツ類が含まれている可能性があります)」などの表示を指します。意図せずアレルギーが混入するリスクがあることを示すために記載される警告表示ですが、この表示が過剰に使用されたり誤用されたりする傾向があるとして、ガイドラインの策定に至った経緯があります。

ガイドラインでは、アレルギーの管理を「食品事業者向けアレルギー管理実施規範 (CXC 80-2020)」により実施し、そのうえでアレルギーの意図しない混入を防止または管理できない場合には、科学的根拠に基づいたリスク評価の判定基準を利用することを定めています。



DECERNIS
A FOODCHAIN ID COMPANY



各国基準情報の検索システム
Regulatory Library
(gComply)

アレルゲン品目 (IgE介在型)	参照用量 (総たんぱく質量mg)
アーモンド、ブラジルナッツ、カシューナッツ、ピスタチオ、マカダミアナッツ、松の実、くるみ、ペカンナッツ、セロリ、マスタード	1.0
ピーナッツ、卵、乳、ごま	2.0
ヘーゼルナッツ	3.0
小麦、魚	5.0
そば、ルピナス、大豆	10.0
甲殻類	200.0

アレルゲン品目 (セリアック病)	参照用量 (総グルテン質量mg)
グルテンを含む穀類* (小麦、ライ麦、大麦)	4.0

(※グルテンを含む穀類について PAL を使用する場合、「グルテンフリー」という用語を使用してはならない。)

リスク評価の判定はアレルゲン品目の別参照用量(表)に基づき、意図しない混入量がアクションレベル(摂取食品重量に換算したときの濃度)を超えている場合にはPALを使用します。一方でアクションレベル以下である場合にはPALは使用できないため、PALは厳密に必要な場合にのみ使用されることとなります。

今回の採択により、各国や地域におけ

る検討も広がるものと思われます。例えば米国では「may contain」等による警告表示を「Allergen Advisory Statements (AAS)」と呼んでおり、2026年2月にFDA(米国食品医薬品局)により実施された**アレルギー閾値の設定に関する意見交換会**でも取り上げています。

また英国はコーデックスのガイドライン策定に積極的に参加しており、PALの表示基準(閾値の設定を含む)について、**FSA(食品基準庁)による見解**が公表されています。EUでは公式のパブリックコンサルテーションサイトにおいて、**EU全体でのPALの使用の統一に関する法案**の検討予定(2027年第4四半期)が公表されています。

なお、日本では「May Contain ○○」にあたるアレルギーの可能性表示は禁止されており、コンタミネーション防止対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合は注意喚起表記(例:「本品製造工場では○○を含む製品を生産しています。」)が推奨されています(**「食品表示基準について」別添 アレルギーを含む食品に関する表示 第1-3-(5),(6)**)。

食品の輸出入にあたっては、こうした制度の違いと動向を踏まえておくことが求められます。まずは今回採択されたガイドラインを含む一般規格(CXS 1-1985)の統合版が公表され次第、目を通しておかれるとよいでしょう。

(川合)

この記事はウェブで
お読みいただけます。

下記のQRコードをスキャン
してアクセスください。



ミニコラム

EU、代替肉食品への食肉用語の表示を
実質的に禁止へ

EUにおいて「肉」など食肉用語の定義を制定し、定義を満たさない食品への食肉用語表示を禁止する改正規則が採択され、2029年8月19日より適用される運びとなりました。実質的にプラントベース食品や培養肉食品も食肉用語の表示禁止対象となります。これは食品市場における農家の地位向上を目的とした広範な規制の一環であり、消費者がプラントベース食品などを食肉製品と誤認してしまうのを避けることが目的です。

この改正規則により、農産物市場に関する規則である [Regulation \(EU\) No 1308/2013](#) に以下の規定が追加されます（一部抜粋）：

- ・「肉(meat)」とは動物の食用部分を意味する。
- ・「食肉製品(meat products)」とは食肉から派生した製品を意味する。その製造に必要な物質は添加可能だが、それらの物質は食肉製品の全部または一部を代替する目的で使用されてはならない。
- ・「肉」という用語および指定する31種類の食肉用語は、細胞培養または組織培養から構成、分離、生産される食品を指すために使用してはならない。

改正規則で指定された31種類の食肉用語にはbeef(牛肉)、pork(豚肉)、poultry(家禽肉)、steak(ステーキ)、liver(レバー)などが含まれる一方で、burger(バーガー)、sausage(ソーセージ)、ham(ハム)などは含まれず、規制対象外となっています。

食肉用語に関する表示規制についてはEU内部でも賛否両論があり、特にフランス国内ではこれまでも独自の法案の公布と取り下げを繰り返してきました（2023年までの動向については[こちら](#)をご参照ください）。



2024年2月、フランス政府はプラントベース食品に対して21種の肉製品関連用語の使用を禁止または制限する政令（2022年に公布後、中断されていた）を再公布しました。しかし同年10月にEU司法裁判所がその政令を容認しない旨の判断を下し、無効となりました。その際、EU司法裁判所は判断の理由として「法令で内容を定義している名称でなければ、伝統的に動物由来と連想する食品名称をプラントベース食品に使用することを禁止することはできない」としていました。

なお、日本では「[プラントベース食品等の表示に関するQ & A](#)」により、表示全体から食肉であるかのように誤認する表示でない（例：「大豆を使用しています」「お肉は使用していません」）限りは景品表示法上で問題とはならないこと、そして原材料名は食品表示法に基づく食品表示基準により「最も一般的な名称」（例：大豆ミートの場合は「代替肉」ではなく「大豆加工品」と表示）とすることとされています。EUやフランスと比較すると表示規制の枠組みが異なることがわかります。

今回取り上げたEUの食肉の定義を満たさない食品をはじめとして、プラントベース食品などの表示要件は国によってさまざまであり、議論が進んでいる段階の国もあるため、輸出をお考えの際は十分な注意が必要です。

（関）



執筆書籍 好評発売中！



基礎からわかる

輸出時の食品表示の実務ガイドブック



編著者名：ノウタス株式会社 高橋明久、エム・アール・アイ・リサーチアソシエーツ株式会社
長田侑子、株式会社ラベルバンク 川合裕之
出版社：第一法規株式会社
発刊日：2026年3月6日
価 格：4,070円(本体：3,700円)

第3部（米国、EU）解説等追記のお知らせ

<https://www.label-bank.co.jp/column/book.html>

この記事はウェブで
お読みいただけます。

右のQRコードをスキャン
してアクセスください。



今月のお気に入り言葉

夏山は目の薬なる新樹かな

北村季吟



Label bank

発行 株式会社ラベルバンク
〒532-0011
大阪市淀川区中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F

毎月 1 日発行
WEB サイト：
<https://www.label-bank.co.jp/>
お問い合わせ：
customer@label-bank.co.jp
Tel. 03-6260-9540